

## 令和5年度採用活動力向上に向けた支援業務に係る企画提案募集要項

この要項は、青森県（以下「県」という。）が令和5年度採用活動力向上に向けた支援業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受注者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の名称

令和5年度採用活動力向上に向けた支援業務

### 2 目的

県内企業の採用活動におけるデジタル化を推進し、採用力の向上を図ることを目的とする。

### 3 業務内容

(1) 「採用活動におけるデジタル化実践セミナー」の開催

(2) アンケート調査

詳細は、別添仕様書のとおり

### 4 委託期間

契約締結日から令和5年12月28日（木）までとする。

### 5 契約上限額

上限額2,176千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

実際の契約額は、企画提案内容等に基づき決定する。

### 6 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たしていること。

(1) 法人格を有しており、本業務を適正に実施するための組織体制、事業規模を有し、発注者と十分な意思疎通がとれること。

なお、複数の法人が、共同若しくは任意団体（法人格の有無は問わない。）

（以下「任意団体等」という。）を構成して応募することも可能であるが、この場合、任意団体等を代表する法人をあらかじめ定めておくこと。

ただし、単独で応募した事業者・団体は、今回の募集に対して任意団体等の構成員となることはできない。また、今回の募集に対し、複数の任意団体等において同時に構成員となることもできない。

(2) 当該業務について適正な経理執行体制を有すること（総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。）。

(3) 本業務の公益性を十分に理解している事業者・団体であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法又は民事再生法等による手続を行っている者でないこと。
- (8) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

## 7 応募書類

- (1) 企画提案提出書（様式1及び付表）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 経費積算書（様式3）
  - 契約予定額の上限額以内で見積もり、積算内訳（単価、数量）がわかるように作成すること。
- (4) その他企画提案を説明するのに必要な書類
- (5) 団体の概要がわかるもの（会社案内・パンフレット等、応募者の概要や事業実績がわかる資料）
- (6) 会社については商業登記簿の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、任意団体については団体規約の写し、またはこれらの事項を証明するもの
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（最近2事業年度分）
- (8) 会計事務に関する規程等（団体における旅費の支給や物品の購入に関する取扱いが盛り込まれているもの）
- (9) 個人情報取扱いに関する方針、規程等
- (10) 危機管理体制に関する方針、規程等
- (11) 留意事項
  - ア 企画提案は一法人につき1提案とする。
  - イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
  - ウ 提出された書類の内容を変更することはできない。
  - エ 提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
  - オ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。
  - カ 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・日本産業規格A4）を提出すること。

## 8 応募方法等

下記の書類を、あおもり人財確保推進センター（青森県商工労働部労政・能力開発課産業人財確保支援グループ）に直接持参するか郵送すること。直接持

参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。

なお、FAXや電子メールでの応募は受け付けない。

(1) 提出期限

**令和5年5月2日（火）17時必着**

(2) 提出部数

企画提案書等：前記7の応募書類を5部（7（5）～（10）は1部で可）

(3) 問い合わせ及び書類提出先

青森県商工労働部労政・能力開発課産業人財確保支援グループ

あおもり人財確保推進センター（青森県観光物産館アスパム7階）

住 所：〒030-0803青森市安方一丁目1番40号

青森県観光物産館アスパム7階

電 話：017-775-7075

FAX：017-775-7076

E-mail:roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

## 9 応募に関する質問

(1) 質問受付期間

令和5年4月12日（水）から令和5年4月21日（金）17時まで

(2) 質問方法

質問は、質問書（様式4）に記入の上、前記8（3）の問い合わせ先にFAX又は電子メールで提出すること。原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてにFAX又は電子メールで回答するほか、県のホームページに掲載する。

なお、質問内容が質問書を提出した者固有の内容に係る場合は、県のホームページに掲載しない。

## 10 事業実施候補者の選定

(1) 審査

ア 企画提案された内容について書類審査を実施する。なお、審査に当たり、企画提案書等の内容について、補足説明を求める場合がある。

イ 審査対象は事前に提出された資料についてのみとし、追加資料の提出は認めない。

(2) 選考基準

ア 実施体制と管理体制

イ 経費の妥当性

ウ 採用活動デジタル化実践セミナーの開催内容

- エ 参加希望企業の募集・周知方法等
- オ 過去の実績、その他提案内容の実現可能性

### 1 1 選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。

### 1 2 委託契約の締結及び権利の帰属

- (1) 委託契約の締結に当たっては、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約による委託契約を締結する。
- (2) 地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結する。
- (3) 本業務により制作された資料等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

### 1 3 留意事項

- (1) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (3) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (4) 事業の受注により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務がある。
- (5) 受注者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）等を遵守すること。
- (6) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について書面により知事の承認を得たときは可能とする。
- (7) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定する。

### 1 4 情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開する場合がある。

### 1 5 スケジュール（予定）

令和5年4月12日（水）  
令和5年4月21日（金）

募集開始  
質問受付期限

令和5年5月2日(火) 17:00  
令和5年5月上旬  
令和5年5月中旬

企画提案募集締切  
審査  
審査結果の通知、委託契約締結